

議案第 12 号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額の決定及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 事故の概要

平成30年10月10日午前10時50分頃、教育委員会生涯学習部青少年課 [REDACTED] が公用車を運転中、野田市野田476番地先の交差点において、一時停止の道路標識を見落として当該交差点に進入し、右方向から進行してきた乗用車と接触した事故

2 相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

3 損害状況

当方 人損 なし

相手方 人損 腰椎捻挫、頸椎捻挫、左肩関節周囲炎及び慰謝料

4 損害賠償の額及び和解の内容

上記の事故による相手方の損害について、本市の賠償責任として相手方に金1,200,000円を負担することで和解する。

令和元年12月20日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

公用車の事故について損害賠償の額を決定し、和解しようとするものである。